1．報　告

(1)　令和５年度群馬県医師会事業計画、収支予算書の件

令和５年度群馬県医師会事業計画

〈はじめに〉

会員の皆様とともに進めている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応は４年目を迎えている。今はBA.5等のオミクロン株流行による第８波がようやく落ち着いてきてはいるが、ここ数ヵ月にわたりピークがあり、新型コロナウイルス感染者は入院患者や入所者に止まらず、医療機関や高齢者施設の職員等にも拡がり、クラスターにつながる例も多く、病院、クリニック等の医療提供体制にも支障が出る等大きな影響を与えてきている。県民に対しては、三密（密閉、密集、密接）を避ける等の感染防止対策の徹底や新しい生活様式の実践の要請に加えてワクチンの接種が推奨され、感染リスクの高い場所や県外への移動には十分注意するようにとの県のガイドラインも出されてきている。

その様な中において、医師会の会員が医療のプロフェッショナル集団として、その知識、技能、使命感を遺憾なく発揮し、感染者への治療、ワクチン接種、検査の充実等に迅速かつ適正に対応していることに対して、衷心より御礼申し上げるとともに県民の命を守るため今後もご尽力いただくことをお願いしたい。

まだまだ予断を許さない新型コロナウイルス感染症の蔓延防止策として、県医師会内に組織する“群馬県感染症対策連絡協議会”の活動を今後もさらに充実させ、ICD・ICN等の専門家を医療現場や高齢者施設等に派遣し、指導・助言等を行い、時宜に叶った研修会を実施し、感染症の予防、拡大防止に努めて参りたい。

医療を取り巻く環境は例年にも増して非常に厳しい状況にあるが、県医師会は日本医師会、郡市医師会と連携し行政及び関係諸団体と協力しながら、県民の健康を守るためこの難局に全力で取り組んで行かねばならない。そのためにも、次代を担う若い医師会員にも積極的に議論に参加いただき、混乱が続く医療提供体制を再構築し、新型コロナウイルス感染症のみならず、その他の疾病にも対応し得る強固な医師会にしていく所存である。令和５年度からは、医師会組織強化のため、従来の研修医、専攻医の会費減免に加えて、日本医師会とともに、郡市医師会のご協力も得ながら卒後５年間の会費減免を行うこととしている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、実際に会場に集まって行う講演会や研修会、諸会議等の開催が難しい状況が続いていることからも、ICTを用いた情報伝達の重要性がさらに増している。県医師会としては医療分野のICT化を強く推進していく所存である。

老朽化が進む群馬メディカルセンター及び群馬リハビリテーション病院の問題については、担当役員を中心に会員の意見を拝聴しながら協議を重ね、より具体的な議論を深めていく。さらに近年頻発する自然災害への対応、地域包括ケアシステムの構築、医師不足問題、医師の働き方改革への対応、かかりつけ医の在り方の検討等、山積する喫緊の課題にスピード感をもって取り組んでいく所存である。

県医師会は公益法人として、また群馬県の医学・医療を牽引する医師の学術団体として、今後も県民の信頼に応えていく。事業計画、収支予算書作成に際しては、例年同様に予算委員会を設置して予算執行の適正化を図るとともに事業の費用対効果の検討を充分に行っている。今後とも合理的で有益性の高い事業運営を行っていきたい。また、今まで以上に時代のニーズに合った事業を行うとともに公益法人としての永続性と発展を図っていく。

令和５年度の事業計画を示すにあたり、例年と同様に①医師及び医療関係者が県民の健康を守るための地域医療活動等を安心かつ安定して行えること、②医療を取り巻く環境や様々な制度変革に対して将来を見据えた基盤づくりを行うこと、③貴重な会費を無駄なく適正に支出するため予算計画に基づく業務執行を念頭

に置いてそれぞれの事業を執行していきたい。

令和５年度も新型コロナウイルス感染症の流行状況に影響を受けた事業運営を余儀なくされることとなるが、会員各位の期待と要望に全力で対処して参りたい。

Ⅰ　医療従事者資質向上事業

第１．医療保険対策事業

国民皆保険制度のもと、国民が適切な医療を受けられるよう、医療保険制度に関する事項について検討し、会員への教育・指導・情報提供を行うことにより県民へ安心・安全な医療の提供をする。

公的保険は全国健康保険協会、組合健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度等に分類され、制度も多岐に亘っており、医療機関の請求に間違いが生じないよう、医療保険制度における各種情報収集・解析、審査基準や疑義解釈等の検討を行い、医療関係者に向け周知を行う。

医療保険に関するアンケートを実施し問題点を精査する。医療保険委員会でアンケートの結果を協議し、その内容を会員へ伝達する。

令和６年の診療報酬改定のための伝達講習会を開催し、迅速な情報伝達に努める。

主な事業として

１．医療保険委員会　４回開催

２．社保伝達講習会　１回開催

第２．生涯教育事業

医師は、日進月歩の医学・医療を実践するために、生涯にわたって知見を広げ、技能を磨き、常に自らを研鑽する責務を負っている。県医師会では、日本医師会生涯教育制度に従い、カリキュラムコードに対応した講習会・講演会・ワークショップ・学会等を県内で開催する。日本医師会生涯教育協力講座では、日本医師会が定めるテーマに即した講演会を県医師会が企画・立案し、日本医師会と共催で開催する。

平成29年度より日本医師会で運用が開始された専門医共通講習は、日本医師会が策定した実施要項に基づき開催する。

また、群馬県における医師確保の取組の一環で、群馬県において医師としての第一歩をスタートする新臨床研修医を対象に合同オリエンテーションを開催し、病院間の連携を推進するとともに、群馬県が一体となって、より良い研修ができるようにしていきたい。

主な事業として

１．学術・生涯教育委員会

２．日本医師会生涯教育協力講座

３．日本医師会生涯教育制度対象講座を県内各地において開催

４．ぐんまレジデントグランプリ

５．専門医共通講習の開催

６．新臨床研修医合同オリエンテーション

第３．看護師等充足対策事業

看護師不足を解消するために看護師を志望する学生を積極的に公募する。

また、医師会立看護師等養成所の円滑な運営を支援するための施策を実施するとともに情報収集に努め、情報を共有する。

さらに、助産師充足対策として、助産師養成の助成を行う。

近年の医療事務の情報処理高度化に対応できる人材育成を行い、チーム医療を確保するため、日本医師会認定医療秘書養成の支援を行う。

主な事業として

1．准看生徒募集広告並びに准看生徒募集ポスター作成
2．医師会立看護師等養成所長会議
3．医療関連職対策委員会
4．高看担当者会議
5．准看担当者会議
6．共通講義検討会議
7．高崎市医師会看護専門学校助産学科運営支援
8．日本医師会認定医療秘書養成の外部教育施設への支援

第４．介護保険・主治医研修事業

介護保険制度における主治医の役割の重要性を理解するとともに、要介護認定及び要支援認定における審査判定の重要な資料となる主治医意見書の記載が適切に行われるよう、令和４年度においても群馬県との共催により主治医研修会を開催する。

また、介護保険委員会を開催し、郡市医師会相互の情報伝達、情報交換等を図る。対外的には関東甲信越医師会連合会介護保険部会、日本医師会での介護保険担当理事連絡協議会に出席し、情報収集に努める。その他、群馬県及び関係団体で開催される介護保険に関する会議等に積極的に出席し、介護保険制度のよりよい運営に寄与したい。

主な事業として

1．主治医研修会
2．介護保険委員会

第５．産業衛生対策事業

労働安全衛生法により、一定規模の事業場には産業医の選任が義務付けられている。産業医の認定を受けるには、同法に基づき、厚生労働大臣が指定するものが行う研修を終了しなければならない。都道府県医師会が開催する産業医研修がこれに該当する。

県医師会では郡市医師会等の協力により指定されたカリキュラムに従い企画された研修会を日本医師会に申請している。また、認定産業医の新規及び更新の申請の手続き及び登録作業を行い、県内事業所に必要な産業医数を確保する。

主な事業として

1．メンタルヘルスケア研修会
2．実地研修会（職場巡視２回、作業環境管理１回）
3．基礎前期研修会
4．生涯更新専門研修会
5．郡市医師会と共催の産業医研修会
6．産業衛生委員会

第６．労災・自賠責保険対策事業

労災指定医療機関は、労災診療費の仕組みを理解し、労災診療費算定基準の適正な労災医療費の請求をし

なければならない。労働者の業務上の災害並びに通勤災害による疾病・障害・死亡等に対して迅速かつ公正に保護するため、必要な保険給付を行う。併せて、労働者の早期社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

県医師会では、労災・自賠責保険における各種情報収集・解析、審査基準・疑義解釈等の検討を行い会員に向けた周知を行う。

労災保険請求等については労災指定医療機関に向けた労災保険医療説明会を群馬労働局並びに労災保険情報センターとの共催により県内３箇所にて、また前橋自賠責調査事務所並びに損保協会との共催による自賠責保険研修会を開催する。

主な事業として

１．自動車保険医療連絡協議会　12回開催
２．労災保険医療説明会　３回開催
３．自賠責保険研修会　１回開催

第７．救急・災害医療対策事業

救急・災害対策事業については平時より医療機関・群馬県・消防機関・その他関係する機関等と連携を図りながら救急医療に積極的な取り組みを行うことで、県民の安心・安全な生活に寄与する。

大規模な救急災害が発生した場合には県医師会は、速やかに「群馬県医師会被災地医療支援実施本部」を立ち上げ、災害対策基本法に基づき群馬県と指定地方公共機関が締結した「災害時の医療救護活動についての協定」、関東甲信越医師会連合会との「大規模災害発生時における医療救護活動の確保に関する協定」、平成28年９月に締結した「五師会による災害時の医療救護活動に関する協定」に従い、災害発生時における救護所等への救護班の派遣等を行う。

令和５年度は被災地派遣に備えた研修会の開催並びに必要物品の充足を図る。

研修会に関しては「五師会による災害時の医療救護活動に関する協定」に基づく、県内医療関係職チームによる日本医師会 JMAT 研修に準じた五師会災害研修を実施するとともに、より発展的な研修実施も予定したい。

救急医療告示機関（救急病院等を定める省令に規定・認定された医療機関：県内救急医療告示病院73機関、救急医療告示診療所６機関）、救急医療協力機関（群馬県救急医療協力機関の指定に関する規則に規定・指定された医療機関：救急医療協力病院17機関、救急医療協力診療所20機関）の活動を支援し、県内の救急医療体制整備に努める。

県民に向けた救急医療普及び啓発活動としては、群馬県、群馬県消防長会との共催による「救急の日」記念行事の開催を予定している。

対外的には令和５年度に栃木県医師会が当番となる関東甲信越医師会連合会救急災害部会に出席するほか、日本医師会が開催する大地震を想定した通信訓練、また日本医師会や群馬県で開催する救急災害に関する諸会議、研修会等に出席する。

主な事業として

１．「救急の日」記念行事
２．五師会災害研修　３回開催
３．五師会での災害時の医療活動打合せ会　２回開催
４．JMAT 研修
５．救急・災害医療対策委員会
６．関東甲信越医師会連合会救急災害部会

第８．群馬県医学会事業

最新の医学・医術に対応するため年２回（春・秋季）医学会を開催する。春季は、医学一般的テーマに関する講演会を開催する。秋季は、県内医師・医療従事者等が臨床経験・症例報告を行い、臨床的テーマの講演会を開催する。また、雑誌「群馬医学」を作成し発行する。

主な事業として

１．医学会の開催

(1) 春季医学会

６月頃開催

(2) 秋季医学会

11月下旬頃開催

研究発表・特別講演（群馬大学　北関東医学会との連携を含む）

２．「群馬医学」発行

会員・全国の関係団体等に配付（およそ2,800部）

第９．がん対策事業

群馬県からの受託事業として、「健康診査管理指導等事業実施のための指針」に基づき、がん検診に従事する医師等の技術向上を図るため、最新の医療情報を提供するための講習会を開催、がん検診受診体制を整備するため、医療機関への調査を実施する。

群馬県がん登録事業では、広報活動を支援するとともにがん情報収集の推進に努める。

また、がん対策に関する多くの会議・協議会に出席し関係機関と連携を図る。

主な事業として

１．胃内視鏡検診従事者講習会　２回開催
２．胃がん検診読影従事者講習会　１回開催
３．乳がん検診従事者講習会　１回開催
４．肺がん検診読影従事者講習会　１回開催
５．子宮がん検診従事者講習会　１回開催
６．大腸がん検診従事者講習会　１回開催
７．がん検診細胞診・組織診従事者講習会　１回開催

第10．老人保健・認知症対策事業

高齢者が日頃から受診する医療機関の主治医を対象に、適切な認知症診療の知識や技術、認知症患者とその家族を支える方法等を習得するための研修会を実施する。かかりつけ医認知症対応力向上研修とフォローアップ研修を行うとともに、郡市医師会並びに認知症疾患医療センター等と協力して、県内全域で研修会を開催する。また、認知症研修修了者の認定を行いHP等で公表する。

対外的には県内外で開催される老人保健・認知症対策に関する多くの会議、研修会等に出席し対策に努める。

また「特定健診・特定保健指導」については郡市医師会を通じて市町村国保の集合契約への参加を呼びかけ、健診の相互乗り入れと健診項目及び料金の統一を図る。

主な事業として

１．かかりつけ医認知症対応力向上研修　１回開催
２．群馬県認知症専門医及び認知症サポート医フォローアップ研修　１回開催

第11. スポーツ医事業

健康に関心のある人が増え、スポーツに励んでいる人も増加している。一方で、スポーツ障害を起こす人も増えている。また、マラソンや自転車競技など行政あるいはプライベートな団体が主催する競技大会の開催が活発化している。そのため、群馬県スポーツ協会や群馬県スポーツドクター協議会と連携して、スポーツを通じた県民の健康の向上と障害の予防や対策を推進する。その一環として、健康スポーツ医の養成とその資質向上を通じスポーツ医活動の推進を図る。日本医師会が定めた講習科目に基づき多くの医師が認定スポーツ医になることは、県民が安心してスポーツをすることにつながる。県内で資格更新のための研修会を開催する。

第12. 緩和ケア対策事業

平成28年12月に「がん対策基本法」が改正され、同法第17条において、がん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策として、「緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること」「がん等の診療に携わる医師等が研修等により、緩和ケアについての基本的な知識を習得すること」が明記された。がんその他の疾病においても適切に緩和ケアが提供されるよう「がん等の診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」に基づく緩和ケア研修会の開催を支援する。

第13. 勤務医対策・男女共同参画事業

県内における医師確保のための環境整備を図るとともに、医師不足を解消することで地域医療体制の確立を図る。また、医師全体に占める比率が高まっている女性医師に対する支援を進めることで離職を防ぎ、医師確保につなげる。勤務医の過重労働は医師不足を招き偏在化につながるため、勤務医のワークライフバランスの確保は地域医療の安定確保の上で喫緊の課題となっている。

そのため、性別を問わず、医学生や研修医の時期から男女共同参画やダイバーシティ、ワークライフバランスについて明確に理解していくための講習会を開催し、啓蒙や周知、情報交換を行う。

また、医師の働き方改革については、医療提供体制の維持と医師の健康確保の両立を基本理念として、適宜適切な情報を発信していく。勤務医委員会では、勤務医の諸問題や医師の働き方改革の情報について、郡市医師会へ伝達、情報交換を行う。

主な事業として

1．勤務医委員会　　1回開催
2．医学生、研修医等をサポートするための会　1回開催

第14. 医師会病院事業

リハビリテーション専門病院として、機能の充実を図るとともに、医師、療法士、看護師等の技術の向上とその育成、さらに患者の立場に立った魅力ある・選ばれる病院を目指し管理運営をする。そして、「病院あり方検討委員会」からの病院移転が望ましいとの答申を受け、引き続き移転について「院内病院あり方検討委員会」にて協議を重ねるとともに、「群馬県医師会将来ビジョン検討委員会 群馬リハビリテーション病院分科会」に於いても検討を行う。

また、中之条町から委託された業務「中之条町介護老人保健施設 ゆうあい荘」の管理運営を円滑に進め、医療・介護ともに質の向上と人材育成に力を注ぐ。

Ⅱ　地域保健医療推進の向上を目的とする事業

第１．感染症・予防接種対策事業

感染症への対応は、情報の迅速な伝達、関係者相互の情報共有が重要である。国及び日本医師会からの最新の感染症情報を速やかに医療機関に伝えることは、感染症の流行を最小限に止めるために重要であり、県医師会ではメーリングリスト等を活用し、迅速な情報提供に努める。

令和元年12月に中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は瞬く間に世界中に広がり、これまで世界各地で流行の波を繰り返している。発生から３年以上経過する現在においても未だ終息する気配は見えていない。県医師会では、本県における感染拡大による医療崩壊を防ぐべく、群馬県との連携を密にし、県医師会感染症・予防接種対策メーリングリスト等を活用し、郡市医師会への迅速な情報提供を図るとともに、各地域における医療体制の構築に努めている。

また、新型コロナウイルス感染症の切り札となっているワクチン接種については、接種業務に従事する関係者の情報共有が重要であることから、度重なる国の方針変更に伴う現場の混乱を避けるべく、新型コロナウイルスワクチン関係の通知等に関しては「新型コロナウイルスワクチン＿第〇報」として郡市医師会へ周知を行い、情報共有に努めてきた。さらに令和３年１月より郡市医師会担当理事を対象としたワクチン説明会をオンラインにより開催、令和４年３月以降は定期的に動画配信を行う形式に変更し、最新の情報伝達に努めてきたところである。今後も更なる流行拡大への対応、円滑なワクチン接種体制の構築に努めるべく、日本医師会並びに郡市医師会や群馬県との連携のもと対策を推進していく。

また、群馬県流行性疾患患者通報事業及び群馬県感染症動向調査に協力することにより、感染症の発生・流行を迅速に把握し早期対応できる体制を整備する。

定期予防接種については「県内相互乗り入れ予防接種業務委託業務契約」を県内市町村長と交わし、円滑な予防接種事業を行うとともに、任意予防接種についても「県内相互乗り入れ行政措置予防接種実施要領」を定めることにより、被接種者並びに接種医師が安心して予防接種を実施できる体制を確保する。

さらに、必要に応じて郡市医師会を対象にアンケート調査を行い、適宜、委員会を開催するなど郡市医師会及び関係機関との共通理解に努める。

主な事業として、

１．感染症・予防接種対策委員会　２回開催
２．郡市医師会担当理事対象新型コロナウイルスワクチンに関する説明動画配信　適宜
３．流行性疾患患者通報事業
４．風しん抗体検査事業
５．群馬県内相互乗り入れ予防接種事業

第２．群馬県地域医療介護連携感染予防・対策事業

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症のクラスターについては、死亡者や感染者の規模が大きく、高齢者施設等における感染症予防・対策の徹底が極めて重要である。

本会では、地域において医療と介護との連携により、高齢者施設等における感染症の拡大をあらかじめ防止し、その対策を講ずるため、郡市医師会が中心となって感染症の専門知識を有する者を高齢者施設等に派遣する等の取り組みを支援する。

主な事業として

１．感染症予防・対策研修会（基礎・応用）の開催
２．郡市医師会の依頼を受け、高齢者施設等へ群馬県感染症対策連絡協議会員等の派遣調整補助

第３．　精度管理事業

良質で安全な医療を提供することが求められている中で、正確な検査データは非常に重要である。臨床検査を受ける患者にとっては、どの医療機関で検査しても正確な結果が得られることが理想であり、的確で正しく効果的な医療を提供するためにも、各医療機関の検査データは相互に活用できるものでなければならない。精度管理調査を実施し、データの精度を高め標準化を進めることにより、検査の重複による患者負担の軽減を図る。

精度管理事業では、群馬県臨床検査精度管理協議会（県医師会・群馬県・県臨床検査技師会・群馬大学で構成）が主体となり、県内の医療機関と検査施設が参加し、検査の実施と検査結果の検証を行い、検査データ精度の向上を目指す。また、検査関連学会で検討・確立された測定法と測定結果が明示された標準物質を使用し、臨床検査の精密性・正確性の向上を図り、施設間で生じる差を解消することを目的とする標準化事業を行う。

主な事業として

１．精度管理事業

(1)　精度管理調査

(2)　臨床検査精度管理調査報告書の作成

(3)　臨床検査精度管理報告会

２．標準化事業

協議会が設定した一定の基準を満たした施設に標準化施設認定証発行

第４．学校保健対策

学校医が学校保健活動を円滑に進めるためには、多様化する様々な問題に対応しなければならない。そのために県医師会では関係機関と連携を図り、必要に応じて委員会を開催するとともに、年度末には学校医研究大会として時機にあったテーマを選び講演会を開催する。

また、児童・生徒腎臓検診並びに学校運動器検診については、それぞれの会議において、学校健診結果のデータをもとに分析、検討を行う。平成25年度に群馬県教育委員会との協力により作成した「学校における食物アレルギー対応マニュアル」については、現在、改訂版として発刊すべく内容の見直しを行っているところである。改訂版についても前回のマニュアルと同様に冊子として発行し、学校医並びに関係機関へ配付を行うことにより、学校現場において食物アレルギーを有する子どもたちへの対応が適切に行われるよう努めていきたい。

主な事業として

１．学校保健委員会　　１回開催

２．学校医研究大会　　令和６年３月開催予定

３．児童・生徒腎臓検診判定小委員会　　１回開催

４．学校における運動器検診に関する検討会議　１回開催

５．「学校における食物アレルギー対応マニュアル（改訂版）」の発行

第５．児童・生徒心臓検診事業

群馬県教育委員会が定める「児童生徒健康管理対策実施要綱」により、県医師会及び群馬県健康づくり財団が群馬県・市町村・私立学校と受託契約を行い、事業を実施する。県医師会は判定委員会を組織し、一次検診結果を基に総合判定を行い、委託者である県内市町村に検診結果を報告する。

また、小委員会を開催し健診結果のデータ分析を行うとともに児童生徒心臓検診について検討する。さらに学校心臓検診講習会を開催し、二次検診の重要性についての啓蒙を図る。

主な事業として

1．児童・生徒心臓検診判定委員会　12回開催
2．児童生徒心臓検診判定小委員会　1回開催
3．学校心臓検診講習会　1回開催

第6．へき地学校巡回検診事業

日頃、専門医を受診する機会に恵まれないへき地地域の学童を対象に眼科・耳鼻科の検診を実施する。また、疾患の早期発見及び疾病の重症化を予防するとともに児童生徒の健康管理を行う。

行政との契約に関する書類作成（検診結果取りまとめ等の実績報告）、出動に向けての打合せ、出動医師及び学校との調整、関係機関等への各種通知を行い、9月～11月の間に県内8市町村程度のへき地学校巡回検診を実施する。

第7．母子保健・小児保健対策事業

母子保健対策事業は、群馬県・市町村・保健福祉事務所等が実施する母子保健事業に積極的に協力し、各種検診を通じ地域住民の母子保健に対する正しい認識の普及に努める。

小児保健対策については、幼稚園医、保育園嘱託医、保育士、養護教諭、幼稚園教諭、保健師等を対象に現場で必要とされているテーマの講演会を開催する。さらに、県内統一の母子健康手帳については検討会議委員により、翌年度発行の母子健康手帳に関して検討を行う。

新生児期に先天性の聴覚障害の発見を目的として実施する新生児聴覚検査事業については、市町村から委任を受けている群馬県と県医師会で契約を一括締結し、会員が実施した1ヶ月分の検査を取りまとめ、新生児の居住する市町村に対し費用請求する。市町村から検査費用及び事務手数料を受領し、検査を実施した会員に検査費用を遅滞なく支払う。

産後うつの予防や新生児の虐待予防等を図るため実施する産婦健康診査については、市町村から委任を受けている群馬県と県医師会で契約を一括締結し、会員が実施した1ヶ月分の検査を取りまとめ、産婦の居住する市町村に対し費用請求する。市町村から検査費用及び事務手数料を受領し、検査を実施した会員に検査費用を遅滞なく支払う。

主な事業として

1．小児保健委員会　1回開催
2．小児保健に関する講演会　1回開催
3．群馬県内統一母子健康手帳検討事業
4．新生児聴覚検査事業
5．産婦健康診査事業

第8．有床診療所事業

有床診療所とは、病床数が19床までの医療施設で最も身近な入院施設である。近年は地域包括ケアの一翼を担う病床として期待されている。さらに高齢者の療養や介護の受け入れのみならず、分娩あるいは小手術から高度な手術まで、住民のニーズに応じた適正な医療を提供しており、患者さんや家族にとって、生活圏の中で医療を受けられる身近な“かかりつけ医”として、その存在がさらに重要視されている。

県医師会では、有床診療所が抱える様々な問題に対処し、県民が安心して医療を受けられる地域医療体制の確立に向けた事業を行う。

有床診療所の役割、有用性、専門医療、後方病床機能、在宅または介護施設での療養が困難な患者の受け入れ、医療提供の効率性、患者の安全確保等、有床診療所が抱える課題をテーマにした講演会を開催する。

また、全国有床診療所連絡協議会総会・全国有床診療所連絡協議会関東ブロック協議会・有床診療所の日記念講演会等の会議、講演会に参加し、そこで得た最新の情報・知識を、郡市医師会を通じて関係医療機関に周知し、医療の資質向上に努める。

主な事業として

1．有床診療所研修会　1回開催

第９．福祉医療事業

福祉医療費補助金制度の仕組みを理解し、医療機関が円滑に請求業務を行うため、「福祉医療費補助金制度取扱要領」を作成する。郡市医師会と連携の上、全会員の医療機関に配付し、制度の周知を図る。

第10．共同利用施設対策事業

地域医療のネットワークの中核として、また地域住民の健康状態を把握し地域の実情に即した形で地域医療を向上させるために、県医師会立病院、郡市医師会が運営・管理を行う共同利用施設（病院、老人保健施設、訪問看護ステーション、健診センター、臨床検査センター、医師会立看護師等養成所等）の運営実態や抱えている課題の把握・改善に努め、地域医療の充実を図る。

令和５年度は山梨県医師会が当番県となり甲府市内で開催予定の関東甲信越医師会連合会医師会共同利用施設分科会、並びに岡山県医師会が当番となり、岡山市内で開催予定の全国医師会共同利用施設総会に出席し、県内外の医師会共同利用施設に関する情報交換を行うとともに、県内共同利用施設に向けて情報を提供する。

第11．在宅医療・地域包括ケアシステム事業

群馬県は高齢化とともに人口減少が進んでおり、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年以降は、医療や介護の需用がさらに増加することが見込まれることから、地域に添った包括的な支援・サービス提供体制の構築（地域包括ケアシステム）が課題となる。地域包括ケアシステム委員会を開催し、郡市医師会相互の情報伝達、情報交換を図る。対外的には関東甲信越医師会連合会地域包括ケア部会に出席し、情報収集に努める。

また、従前から取り組んできたMCSの普及啓発をさらに進展させる一方で、地域包括ケアに関わる多様な主体が情報共有・連携を行うとともに、適切な介護サービスの提供が利用者の要介護状態の改善につながることを考慮し、これらサービスの主体的・客観的な評価とサービス内容の向上に資する取り組みを推進する。そのため各地域で実現されていく地域包括ケアシステムの中で、各事業所が主体的に評価・実践に取り組めるような「ケアの質」評価に関する仕組みづくりを目指す。

一方、県内外で開催される研修会、講演会、各種会議等に出席し、他県との連携を深めながら、多くの情報を得て、群馬県独自の在宅医療構築に取り組む。

小児在宅ケアについては、本会に設置した小児在宅医療検討会議並びにワーキンググループにて、小児在宅ケアについて積極的な取り組みを進める。

主な事業として

1．地域包括ケアシステム委員会の開催
2．メディカルケアステーション（MCS）の普及活動
3．ケアの質評価システムの運用開始及び、ぐんぐんサーチポータルサイトの運営
4．小児在宅ケアにかかる課題と対策について検討し、群馬県小児等在宅医療連絡協議会で提言
5．群馬県小児科医会が現在行っている「在宅小児かかりつけ医紹介事業」を支援
6．小児科医と在宅医との連携のあり方について検討
7．小児在宅医療検討会議並びにワーキンググループを開催し、小児在宅生活支援地域連携シートを作成

第12. 妊婦健康診査事業

近年、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性・必要性が一層高まっている。妊婦健康診査の実施に関しては、市町村から委任を受けている群馬県と県医師会とで契約を一括締結している。

会員が実施した１か月分の健康診査を取りまとめ、妊婦の居住する市町村に対し費用請求する。市町村から健康診査費用及び委託事務手数料を受領し、検査を実施した会員へ健康診査費用を遅滞なく支払う。

第13. 脳卒中対策事業

脳卒中の治療は救急治療を行う急性期病院と、リハビリや療養を行う回復期リハビリテーション病院、療養型病院及びかかりつけ医との間で緊密に連携をとりながら、地域で一体となって進めていく必要がある。地域において切れ目のない医療の提供を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を目指す。

第８次群馬県保健医療計画における脳卒中の医療連携体制に従い、効果的な医療を提供・確保するため、県内医療機関相互が連携し、継続して適切な医療・介護・福祉サービスを提供できるよう群馬脳卒中医療連携の会の開催について医療機関に周知し参加を促す。なお、脳卒中医療連携の会の内容は毎回県医師会報に掲載する。

第14. 広報活動事業

テレビ、新聞等のマスメディア、ポスター等を活用し、県民に対し健康に関する情報を提供する。

主な事業として

１．広報・会報編集委員会　　１回開催

２．上毛新聞突き出し広告

公衆衛生の向上を図る情報の掲載　24回掲載

３．上毛新聞　医療情報紙　元気らいふ「困っていませんか」コーナー

時宜にあったテーマを解説　偶数月企画第２水曜日掲載

第15. 地域医療資料館運営事業（群馬メディカルセンター地域医療資料館）

資料館では、郡市医師会及び各医療機関の協力をいただき収集した医療医学に関係のある品々、並びに先輩医師達が医療の場で使用した貴重な器具等を収蔵することにより散逸を防ぎ、貴重な器具等が社会史の勉学の一助となることを期待して一般に展示公開している。展示品の医療器具は日本医史学会監事の蔵方宏昌先生の指導により、企画展示に関係のある器具を入れ替えて展示を行っている。

なお、令和５年度はヒポクラテスをテーマに展示を行う予定である。

第16. 臓器移植

臓器移植は、臓器の機能が低下し移植でしか治療ができない人と、死後に臓器を提供してもよいという人を結ぶ医療である。国内で臓器提供を待っている人は、約１万４千人で、そのうち移植を受けられる人は年間約300人程度と海外と比べ極端に少ない。臓器提供意思表示カードの普及を始め、臓器移植に関する周知並びに啓発活動を行うことで、県民の望む医療の提供を目指す。

また、県民が健全な日常生活を営むために、臓器不全予防の重要性を啓発し、併せて、県内各地域において、関係機関の協力により臓器移植体制の整備・強化を図る。

主な事業として

１．臓器移植普及推進月間を県民に周知するためのポスター・パンフレットの配布

第17．院内感染地域支援ネットワーク相談事業

群馬県からの受託事業として、平成24年度より医療機関が院内感染予防及び院内感染発生時の対応について相談できる体制を整備するため院内感染に関する専門家からなるネットワークを構築し、県内において地域における院内感染対策を支援する。

主な事業として

1．感染症対策の講演会等
2．院内感染対策相談支援事業
3．医療機関ラウンド調査事業

Ⅲ　公衆衛生疾病治療推進事業

第１．公衆衛生対策事業

わが国における死因の生活習慣に関連した疾患の死亡率は約６割を占めており、健康寿命延伸のために生活習慣病対策が重要である。

1．糖尿病対策

糖尿病は、心筋梗塞や脳卒中など動脈硬化性疾患の最大の危険因子であり、成人の４人に１人が糖尿病という高い罹患率をもつ。近年は発症年齢の若年化も大きな問題であり、その対策は急務である。増加し続ける糖尿病の発症・重症化予防、及び合併症の発症・重症化予防を目的とし、県内各地域において早期発見・早期治療、医療連携の推進をすることは、県民の健康増進につながる。

2．腎臓病対策

腎臓病対策の必要性は透析患者数の減少や心血管疾患の減少の観点から緊急の課題となっている。

3．COPD 対策

慢性閉塞性肺疾患（COPD）について、現在、全国で21万人が治療を受けており、推定患者数は530万人とされている。COPD の主な原因は喫煙であることが多く、予防可能な疾患であるにもかかわらず、多くの人々に認知されていない現状がある。

4．禁煙対策

喫煙とそれに伴う受動喫煙による健康被害は、肺がんを始めとして口腔・咽頭がん、食道がん、膀胱がんなどの多くのがん・心血管系疾患・呼吸器系疾患及び歯周疾患など全身の健康に影響を及ぼすことが明らかになっている。

群馬県歯科医師会及び群馬県薬剤師会と協働し「群馬県禁煙支援医師・歯科医師・薬剤師ネットワーク」を構築。たばこの害に関する正しい知識の普及・啓発のため県民公開講座を開催する。また、禁煙に携わる医療関係者が効果的な禁煙支援方法を学ぶ講習会をオンラインにて開催する。

5．循環器病病診連携推進事業

本県には現在、推定年間5000件以上の心不全入院患者がおり、そのうちの20～30％の方が１年以内に再入院をしている。循環器疾患における急性心筋梗塞の増加率は比較的緩やかだが、心不全の増大率は著しく、対策が急務となっている。

心不全入院の新規入院及び心不全再入院を減少させることを目的に、しっかりとした診療連携体制を構築し、積極的な専門医受診を推進する。また、心不全患者が継続的に適切な医療を受けられるよう、心不全健康管理手帳を増刷し、診療連携に関するホームページについても内容の充実に向けて改修する。

6．主な活動

県医師会委員会である公衆衛生委員会において情報交換し、連携強化に向けた協議を行い、予防から

早期発見、適切な医療提供、普及啓発を行うため、郡市医師会等の協力を得ながら市民向けの公開講座や、医師・医療従事者向けの講演会を開催する。

主な事業として

(1) 公衆衛生委員会

(2) 市民公開講座及び各種啓蒙活動

(3) 群馬県開催の健康フェスタへの協力

(4) 世界糖尿病デー（11月14日）における啓蒙活動

ア．ブルーライトアップ

イ．上毛新聞に関連記事を掲載

(5) 心不全健康管理手帳の増刷

Ⅳ　医療水準向上事業

第１．医療施設経営改善支援事業

県民・患者が望む安心・安全で質の高い医療が受けられる環境を整えるため、医療施設機能の安定化・効率化を図るための事業を行う。

医療経営の安定化を支援し国民医療の確保に資することを目的として、平成６年から平成10年度まで厚生労働省の委託事業として「医療施設経営改善事業」を展開してきた。県民に対して安定した医療サービスの提供が図られることから、平成14年度からは県医師会の事業として継続して実施している。

主な事業として

１．医療施設経営改善支援研修講演会

第２．群馬県感染症対策連絡協議会事業

医療現場での院内感染症対策については、病院・診療所は、感染症対策マニュアルの作成、感染症対策委員会を設置し防止に努めているが、専門家の不足等により不充分な状況であるため、院内感染症を担う人材育成を行う。院内感染の予防に努めることで患者が安心して医療を受けることができる。

主な事業として

１．院内感染対策現地調査の実施

２．講演会の開催

３．ICN 分科会の開催

第３．調査・研究事業

医療に関する様々な問題について、日本医師会・群馬県及び県医師会が実施する県内各医療機関に対する各種調査を実施もしくは協力し、調査結果を分析し、諸施策に反映させ、医療環境の向上、県民の健康保持増進に寄与する。

Ⅴ　母体保護対策事業

第１．母体保護法関連事業

母体保護法の規定に基づいて、審査委員会を設営し、人工妊娠中絶を行うことのできる医師の指定や審査

を行い、それに伴う研修会を年２回開催しスキルアップに努める。また、研修会等により、指定医師の責務である適正な母性の生命健康の保護、人工妊娠中絶の実施報告等の義務の履行を図る。

主な事業として

１．審査委員会の開催

２．母体保護法指定医師研修会の開催　２回開催

Ⅵ　医療情報システム対策事業

第１．IT・医療情報システム事業

医療機関・関係機関相互の円滑かつ迅速な情報交換の手段として、安全なネットワークの構築を行う。安全なネットワークは、医療関係者間の「情報の共有化」を促進し、患者にとって「わかりやすい説明」の提供につながり、インフォームド・コンセントの定着・拡充を進めていく上で重要なツールである。会員相互の円滑かつ迅速な情報交換の手段、情報収集・情報伝達の手段としてネットワークの充実を図り、県民に向けた正しい医療情報を提供する。具体的には、サーバーの管理運営、メールアドレス管理、メーリングリストの運用等により、迅速な情報提供・情報の共有化を図る。

日本医師会電子認証センターが保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI）として発行する医師資格証の普及を支援し、「日本医師会 IT 化宣言2016」の実現に向け尽力したい。

主な事業として

１．IT 推進会議　12回開催

２．医療情報システム委員会　１回開催

３．医療情報システムに関する講演会　１回開催

Ⅶ　医療安全対策事業

第１．医事紛争対策事業

医療事故を予防するための対策が各医療機関で行われているが、完全に回避することは困難である。そこで、医師並びに医療従事者を対象とした医療安全対策研修会等を行い防止に努めている。研修内容としては安全管理体制の整備・指針作成、ヒヤリ・ハット事例の把握、院内報告制度の確立、職員研修の定期実施、医療安全管理者・医療安全管理部門の配置、患者からのアンケート収集、患者相談窓口の設置、病院同士の情報交換、医療事故防止を考えている。

また、医療機関からの医療事故・医事紛争の報告を受け、適時医事紛争調査会を開催し、原因を究明し再発防止を図る。患者と医療機関との紛争等へ早期対応・早期解決に努めることにより、県民と医療機関双方の安定した関係を実現する。

さらに医事紛争担当弁護士を講師として県内における事例について報告会を開催し、県内の医療事故・医事紛争処理の対応について情報交換を行う。

主な事業として

１．医療安全対策研修会　３回開催

２．医事紛争調査会　12回開催

３．医療事故・医事紛争事例報告会　１回開催

４．医療事故対策委員会　適時開催

第２．医療事故調査制度対策事業

平成27年10月から開始となった医療事故調査制度は、医療法の「第３章　医療の安全の確保」に位置付けられているとおり、医療の安全を確保し、医療事故の再発防止を目的とし、講習会、相談調査等の支援事業を行う。

県医師会は、医療事故調査等支援団体として、医療機関等で予期せぬ死亡事故が発生した場合の調査報告書作成に係る院内事故調査等の相談・支援及び委員の推薦、派遣を行うとともに県内の支援団体で組織された協議会の窓口として、医療事故の再発防止に係る普及活動を行う。

主な事業として

１．医療安全対策講演会　　１回開催
２．医療事故調査等支援団体連絡協議会　１回開催
３．医療事故調査等支援団体としての支援事業

第３．医療・苦情相談事業

患者・家族と医療機関との信頼関係の構築を支援するとともに医療の質と安全を高めることを目的として相談窓口を設置している。

医療機関における患者の診療に関する個人情報等の保護に努めながら、個々に発生する診療不安、苦情、情報開示等の相談を県医師会が受けることにより、医療機関と患者の間における不信感を払拭し、相互の信頼関係を構築する。

Ⅷ　地域医療介護総合確保基金

第１．女性医師等就労環境整備・保育支援事業

県内の44歳以下の医師の約３割は女性であり、子育て世代である20～30歳代の女性医師の離職は医師不足の一因となっている。こうした課題に対応するため、地域医療介護総合確保基金を活用して、保育サポーターを仕事と育児の両立を目指す子育て中の医師に紹介することにより、医師の就業継続を支援する保育サポーターバンク事業を行う。この事業を行うことで、県内の医師不足を解消し、県民の安全・安心な生活に寄与する。

保育サポーターバンクでは、保育サポーター登録希望者を対象とした研修会（制度や子どもの病気などの基礎知識を学ぶ）を開催してサポーターを養成するとともに、保育支援相談員が、研修を修了したサポーターと利用希望医師とのコーディネートを行う。保育サポーターは、医師宅やサポーター宅での預かりや、病児保育、保育園や幼稚園・習い事への送迎等を行う。また、より多くの子育て医師が利用できるように、事業の周知活動や、利用医師・保育サポーターの募集活動も行う。さらに、女性医師支援委員会を開催して事業の拡充や方向性を定め、女性医師サポートブックを作成するなどして女性医師の勤務環境の支援に取り組むとともに、医師全体の就労環境の改善にもつなげていく。

主な事業として

１．保育サポーター研修会　２～３回開催
２．女性医師支援委員会　　適宜開催

第２．多職種連携推進携拠点事業

群馬県は高齢化とともに人口減少が進んでおり、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年以降は、医療や介護の需用がさらに増加することが見込まれることから、地域に添った包括的な支援・サービス提供体制の

構築（地域包括ケアシステム）が課題となる。国は平成30年度から「後期高齢者の低栄養防止等の推進」を保健事業の中心に据え、心身機能の包括的で効果的な支援と併せて栄養・口腔・服薬等の面からの専門職による支援を本格実施することを目指しており、今後、健康寿命延伸に向けて各地で専門職としての対応を求められることが予測される。そこで、関係する多職種が一堂に会する場「オール群馬多職種連携推進協議会」を設け、平成30年４月から全ての市町村で新たに始まった地域支援事業に資する情報を共有・検討し、県民への普及啓発を図る一助となるような事業を引き続き相談しながら行う。

さらに、コロナ禍におけるオンライン診療の進展は、身近な在宅医療のあり方を劇的に変え、在宅医療の様々な問題解決の糸口となる可能性を持つことからオンライン診療の推進に取り組む。一方で、オンライン診療のリスクや危険性を分析・検討する場「かかりつけ医のためのオンライン診療による在宅医療基盤整備事業」を立ち上げ、会議や勉強会を開催する。

主な事業として

１．会議を通し、情報提供するとともに情報を共有する。

２．会議を通し、お互いの立場と役割を尊重する関係を構築する。

３．各団体の活動を有機的に活性化するとともに成果を公表する。

４．「かかりつけ医のためのオンライン診療による在宅医療基盤整備事業」を立ち上げ、検討会議・勉強会を開催する。

第３．医師（研修医・看護師を含む）を対象とした在宅医療同行研修事業

今後増加が予想される、がん末期等のターミナルケアや人工呼吸器使用、胃ろう経管栄養等の在宅患者に対応するため、県内の医師（研修医・看護師を含む）を対象に、在宅医療を先進的に行う医師が同行しての実地中心の研修を行い、新たに在宅医療を始める医師や看護師等の増加を目指す。

特に、新型コロナウイルス感染症患者の在宅での感染対策の重要性を踏まえ、新興感染症流行下における在宅医療についても研修に盛り込む。

また、在宅医療同行研修を行うにあたり、打合せ会議並びに実施方法等を解説する全体研修会を開催する。

第４．かかりつけ医機能研修事業

日本医師会は、地域住民から信頼される「かかりつけ医機能」のあるべき姿を評価し、その能力を維持・向上するために「かかりつけ医機能研修制度」を創設した。本事業では、日医かかりつけ医機能研修制度応用研修会を開催し、かかりつけ医の人材育成を行う。

主な事業として

１．日医かかりつけ医機能研修制度応用研修会

Ⅸ　収益事業

第１．集金事務代行事業

生命保険会社７社、損害保険会社４社と団体扱契約を締結して会員から月々の保険料を口座振替により集金する。集金した保険料を月末に保険会社へ一括して支払い、保険会社から事務手数料を受け取る。その他に会員の福利厚生のためにグループ保険制度を実施し、同様に事務手数料を受け取る。

１．生命保険会社

アクサ生命、朝日生命、住友生命、第一生命、日本生命、大樹生命、明治安田生命

2．損害保険会社

あいおいニッセイ同和損保、損害保険ジャパン日本興亜、東京海上日動火災保険

三井住友海上火災保険

第２．事務受託事業

群馬県病院協会を始め、医会・同窓会・協議会（15団体）の事務を受託し、円滑な事務執行と各会運営活動の支援を行う。

第３．賃貸事業（群馬メディカルセンターの管理運営）

群馬メディカルセンターの入居団体は、群馬県医師会、群馬県医師信用組合、群馬県医師国民健康保険組合、群馬産業保健総合支援センター、群馬県栄養士会、群馬県臨床検査技師会、群馬メディカル保険サービス、群馬県診療放射線技師会・群馬県医師連盟の９団体であり、令和５年度も引き続き賃貸契約を結ぶ予定である。

今後、建物や設備の老朽化による修繕がますます必要となることが予想される。

X　共益事業

第１．会報・会員名簿事業

会報は、会員に対し会務報告や学術研究の発表、医療保険情報等の最新情報を伝達する。また、関係機関等へ県医師会の主張提言を伝える。

会員名簿は、会員の医師会活動を支援するため、個人情報保護の法令を遵守しつつ発行する。

１．広報・会報編集委員会　１回開催

２．県医師会報　12回発行

３．会員名簿発行　隔年発行（令和６年度に発行予定）

第２．文化厚生事業

各種の文化厚生事業を会員相互の親睦を図ることを目的として、郡市医師会の支援・協力により実施する。

主な事業として

１．厚生事業委員会　１回開催

２．俳句大会　１回開催

３．野球大会　１回開催

４．ボウリング大会　１回開催

５．北関東三県ゴルフ大会　１回開催

６．ゴルフ大会　１回開催

７．テニス大会　１回開催

８．音楽祭　１回開催

９．麻雀大会　１回開催

10．囲碁大会　１回開催

11．スキー・スノーボード大会　１回開催

XI　法人会計事業

第１．代議員会

代議員をもって組織し、定款等で定められた事項を決議、報告する。また、必要がある場合は臨時代議員会を開催する。

主な会議は

１．定時代議員会　１回開催

２．臨時代議員会　随時開催

第２．理事会

理事をもって組織し、本会業務の円滑な運営及び的確な業務執行を行う。

主な会議は

１．理事会　24回開催

第３．郡市会長会議

郡市医師会長をもって組織し、会務に関する連絡及び会の運営等必要な事項を協議する。

主な会議は

１．郡市会長会議　12回開催

第４．官庁連絡会議

行政関係部署及び関係団体を構成メンバーとし、県民にとって安全で安心な医療提供体制を構築するために必要な事項を協議する。

主な会議は

１．官庁連絡会議　12回開催

第５．各種委員会

公益社団法人群馬県医師会定款第53条の定めにより委員会を設置し、必要な事項を協議する。現在の委員会数は23委員会である。

第６．関東甲信越医師会連合会

医師会本来の目的である医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、社会福祉を増進することを達成するため、関東甲信越地区の各都県医師会で構成する関東甲信越医師会連合会の事業に積極的に参加し、各都県医師会相互の連絡協調、日本医師会に対する協力及び意見具申等を行う。

主な会議は

１．定例大会

２．常任理事会・理事会

３．分科会（医療保険、介護保険・地域包括ケア、救急災害）

４．事務局長会議

第７．関東甲信越静地区衛生主管部（局）長・医師会長合同協議会

関東甲信越静地区衛生主管部（局）長と担当者及び県医師会長、役員、事務局が参加して、行政と医師会が係わる医療に関する諸問題について、あらかじめ提出された議題及び承り事項の協議、検討を行う。状況

により国や関係各所へ要望書の提出を行う。

第８．日本医師会

日本医師会が行う医療・介護・福祉等の様々な事業、会議等について連携し、目的達成のために協力するとともに意見具申を行う。また、会議の場において医療を取り巻く諸問題等について都道府県医師会と広く意見交換を行う。

主な会議は

１．代議員会
２．都道府県医師会長会議
３．担当理事連絡協議会
４．委員会
５．都道府県医師会事務局長連絡会